

プロバイダー各位:

米国農務省(USDA)のチャイルド・アンド・アダルト・ケア・フード・プログラム(CACFP)の下で Tier I (第一階層)の給付資格を得たり、自分の子供の食料給付を受けるには、同封した Meal Benefit Form (食料給付申請用紙) に記入、署名をして送って下さい。

**Tier I デーケアホームとしての給付資格を得るためには:**

あなたのファミリーデーケアホームに入っている子供の食費で、より高い方の階層の Tier I 給付を受けるには:

- 学校や国勢調査で低所得地区と認められている場所に位置すること；  
もしくは
- Meal Benefit Form で個人の低所得を証明すること。

Meal Benefit Form の情報内容を基にして当局が有資格の判断をします。個人的な経済貧困の理由で Tier I 給付資格を得るためには:

- Meal Benefit Form に記入、署名後提出すること；
- ファミリーデーケア事業の収益だけでなく、世帯内の全所得を報告すること；
- 個人が低所得であることを基に決定するために、十分な証拠となる所得書類を提供すること；
- ファミリーデーケアプロバイダーで、Tier I の給付の申請をしていることを示すために、第5セクションのボックスに印を付けてください。

こちらが Meal Benefit Form 内の収入情報を確認することは法によって定められています。記入済の Meal Benefit Form と一緒に所得の資料を提出してください。昨年、デーケアホームを運営したのであれば、schedule C を含んだ最新の所得申告のコピーを添付してください。所得の資料は下記のようなものです:

- 配偶者も含んだ世帯家族全員の、月給給与明細；
- 正確な収入が示されている、最新の所得申告のコピー
- 世帯家族全員の他の形での収入の明細；もしくは
- 先月の総世帯所得の証拠とその月の損益計算表。

**自分自身の子供の食料給付資格を得るためには:**

自分の子供の食料給付資格を得るためには、Meal Benefit Form に記入、署名しなければなりません。低所得地区に住んでいたとしても CACFP 規定に従って、子供の食料給付の申し込みをするためには用紙に記入しなければなりません。提出された所得情報を確認する場合も有りますが、義務付けはされていません。特にこちらから要請がない限り所得に関する資料の提出はしないで下さい。

住居が低所得地区と指定されている地域に住んでおらず、またこの書類の記入をしないと判断したり、無料、もしくは低価格食料給付の資格がないならば、ファミリーデーケアホームの子供の食料費は、低い階層の方の Tier II(第二階層給付)を受けることができます。しかし、住居が低所得地区に位置することから、Tier I と分類されているならば、自分自身の子供の食料費の給付申請する場合以外は、このフォームの記入は必要ありません。低所得地区に住んでいるかどうかの確認は、提供団体にコンタクト願います。

#### 全世帯へ：

USDA の世帯の定義は血縁、または血縁でない個人の集まりで、（寄宿舍や施設の住人のことではない）のひとつの家計単位として生活しているグループのことです（例：生活費を負担しあう）。よって、Meal Benefit Form で記入する所得は、世帯の全メンバーの総所得を収入源ごとに書かなければなりません。

**所得**は先月に各世帯メンバーがうけた総所得を収入源ごとに報告して下さい。もしも先月の所得が正確に反映されていない場合は、月の所得の予想額を出して下さい。変化が大きい場合は、先月の所得をベースとして使っても結構です。世帯の添付の所得表をもとに、世帯人数と照らし合わせて所得が同じか、もしくは少ない場合は、高いレベルの給付を受けることができます。

所得が年内に高くなった時はこちらに連絡することが義務付けられています。世帯人数が減ったり、所得が月 \$ 50 以上、または年 \$ 600 以上増える場合は報告しなければなりません。フード・スタンプ、テナポラリー・アシスタンス・フォー・ニーディファミリー(TANF)、フード・ディストリビューション・オン・インディアン・レザベーション(FDPIR)ケース・ナンバーの給付を受けている証拠を添付するのであれば、給付を受けなくなったら、その旨を報告しなければなりません。また、失業したことによって給付資格の基準に入るようになった時も連絡しなければなりません。

#### Meal Benefit Form 記入情報の機密性：

記入された情報を基に Tier I の給付を受ける資格が有るかどうか決定されます。子供の栄養、健康、教育プログラムのからの給付を受けることができるかどうか検討するために、そちらの事務局に情報連絡するかもしれません。

#### プログラム差別条項：

米国農務省(USDA)は、全てのプログラムと活動において人種、肌の色、生まれ、性別、年齢、身体障害の理由で差別をすることは禁じています。プログラムの情報を、障害を持っていることによって他の手段で入手する必要のある人は（点字、拡大文字、音声テープ等）USDA の TARGET センターの (202) 720-2600 (ボイスと TDD)までコンタクトして下さい。

差別の苦情を提出する時は、USDA, Director, Office of Civil Rights, Room 326-W, Whitten Building, 14<sup>th</sup> and Independence Avenue, S.W., Washington, D.C. 20250-9410 に送るか、(202) 720-5964 (ボイスと TDD)まで電話して下さい。USDA は平等な供給機会、雇用機会を実施します。

ご協力ありがとうございました。

敬具

---

提供団体の代表者署名

日付